

# 違反建築

令和6年

10月15日(火) ▶ 21日(月)

# 防止週

あなたの建物、**違反建築**になっていませんか？

新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

日本建築行政会議  
国土交通省

